

付 議 第 8 号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

年 月 日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第 号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項を削る。

第17条中第9号を第10号とし、第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

（8）全国中学校体育大会に関する事。

（9）部活動改革に関する事。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案説明

この規則は、令和5年度の組織改正により、保健体育課の内部組織である全国高等学校総合体育大会推進室を廃止すること等に伴い、必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県教育委員会行政組織規則（抜粋）

高知県教育委員会行政組織規則（抜粋）

（課及びその内部組織）

（課及びその内部組織）

第6条 事務局に課として、教育政策課、教職員・福利課、学校安全対策課、幼保支援課、小中学校課、高等学校課、高等学校振興課、特別支援教育課、生涯学習課、保健体育課及び人権教育・児童生徒課を置く。

第6条 事務局に課として、教育政策課、教職員・福利課、学校安全対策課、幼保支援課、小中学校課、高等学校課、高等学校振興課、特別支援教育課、生涯学習課、保健体育課及び人権教育・児童生徒課を置く。

2 高等学校課の内部組織として、学校支援チームを置く。

2 高等学校課の内部組織として、学校支援チームを置く。

3 保健体育課の内部組織として、全国高等学校総合体育大会推進室を置く。

ω （保健体育課）

（保健体育課）

第17条 保健体育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

第17条 保健体育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校保健及び健康教育に関すること。
- (2) 学校給食及び食育に関すること。
- (3) 高知県学校保健会及び高知県学校給食会に関すること。
- (4) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- (5) 学校体育に関すること。

- (1) 学校保健及び健康教育に関すること。
- (2) 学校給食及び食育に関すること。
- (3) 高知県学校保健会及び高知県学校給食会に関すること。
- (4) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- (5) 学校体育に関すること。

- (6) 児童生徒の体力向上に関すること。
- (7) 学校体育関係団体の育成及び指導に関すること。
- (8) 全国中学校体育大会に関すること。

- (6) 全国高等学校総合体育大会に関すること。
- (7) 児童生徒の体力向上に関すること。
- (8) 学校体育関係団体の育成及び指導に関すること。

- (9) 部活動改革に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、学校保健、学校給食及び学校

- (9) 前各号に掲げるもののほか、学校保健、学校給食及び学校

体育に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関する
こと。

体育に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関する
こと。